

令和8年度

交通災害共済

県内16市町(福井市除く)が行っています。



共済へ加入した方が、
万一交通事故にあった際に
見舞金を支払う制度です。

ワンコインで身近な安心を

わずかな負担で

共済掛金

年額 **500**円

災害見舞金

2万円~**100**万円

身近な安心を

加入申込や見舞金請求手続きなどは **お住まいの市役所・町役場の窓口へ**

福井県市町総合事務組合

敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町

共済のあらまし

共済期間 令和8年4月1日~令和9年3月31日

※中途加入の場合は、掛金納入の翌日から

共済掛金

1人年額 **500**円

※加入は1人1口

請求期間

災害を受けた日から **2年以内**

加入資格

●加入資格は、加入申込み時に住民登録がある人です。申込み終了後、共済期間が始まる前(3月31日まで)や共済期間(4月1日から3月31日まで)の途中で住所を移した場合(国外を除く)でも、加入者として取り扱います。

災害見舞金

1等級	死亡	100万円
2-1等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第1に掲げる介護を要する後遺障害および別表第2の等級区分第1級の各号に掲げる後遺障害に該当するもの	100万円
2-2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第2の等級区分第2級から第4級までの各号に掲げる後遺障害に該当するもの	80万円
3等級	1年以上の治療を要する傷害で、入院60日を含む実治療日数180日以上のもの	30万円
4等級	6月以上の治療を要する傷害で、入院30日を含む実治療日数90日以上のもの	15万円
5等級	3月以上の治療を要する傷害で、入院7日を含む実治療日数45日以上のもの	8万円
6等級	2月以上の治療を要する傷害で、実治療日数30日以上のもの	7万円
7等級	1月以上の治療を要する傷害で、実治療日数7日以上のもの	5万円
8等級	1週間以上の治療を要する傷害	2万円

※医師の診断書に頸椎捻挫等と明記されているもの(通称むち打ち症)は、診断書の内容により5等級または4等級が限度となります。
※治療期間・日数および内容については、組合の定める基準となります。

交通遺児援助一時金

●共済加入者である父または母が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子(遺児)に対し、一時金として**1人につき20万円**を支給します。

交通事故にあったら

●自転車事故など軽微な被害であっても、事故が起きたときは、ただちに警察署または最寄りの交番など関係機関に連絡し、事故の確認をしてもらってください。

令和6年度 共済事業状況
■加入者数.....108,097人
■共済見舞金等支払額.....29,940,000円(351件)

「氏名」欄にのみこのシールを貼ってください。

個人情報保護シール

必要な方はこのシールを「加入」欄の○が見えるように貼ってご提出ください

個人情報保護シール

必要な方はこのシールを「加入」欄の○が見えるように貼ってご提出ください